

# 官報

号外 昭和三十八年五月十七日

## ○第四十三回 参議院会議録第二十号

昭和三十八年五月十七日(金曜日)

午前十時二十九分開議

議事日程 第二十号

昭和三十八年五月十七日

午前十時開議

第一 地方行政連絡会議法案(趣旨説明)

第二 砂防法の一部を改正する法律案(稲浦鹿蔵君外一名発議)

第三 採石法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 地方行政連絡会議法案(趣旨説明)

一、日程第二 砂防法の一部を改正する法律案

一、日程第三 採石法の一部を改正する法律案

一、会期延長の件

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 中村 順造君

同 千葉 信君

外務委員 加藤シヅエ君

大蔵委員 戸叶 武君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 戸叶 武君

同 加藤シヅエ君

外務委員 千葉 信君

大蔵委員 中村 順造君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、左の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

觀光基本法案(福家俊一君外十五名提出)

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律

同日本院は、電波監理審議会委員に秋山龍君及び古賀逸策君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

昨十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 斎藤 昇君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 野田 俊作君

同日文教委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 斎藤 昇君(斎藤昇君の補欠)

同日委員長から左の報告書が提出された。

砂防法の一部を改正する法律案可決報告書

採石法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、地方行政連絡会議法案(趣旨説明)

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。篠田自治大臣。

〔国務大臣(篠田弘作君) 地方行政連絡会議法案につきまして、その趣旨及び要旨を御説明申し上げます。今日、社会・経済の進展に伴う地域の拡大に相応じ、地方行政の分野におきましても、都道府県の区域を越えて広域的に処理すべき問題が次第に増加し、その内容も複雑多様となつてくることにも、各種の行政が相互に密接に相関連して参つておるのであります。このような地方行政の動向に對処して、それぞれの地方において、広域にわたる行政が、総合的に、かつ円滑に実施されるように、地方公共団体が国の地方行政機関との連絡協力を保ちながら、その相互の連絡協力をは

かすることを考えることが緊要と存せられるのであります。昨年十月、地方制度調査会におきましても、このような観点から、都道府県をこえる広域行政について、この種の連絡協議のための組織を設けるべき旨の答申がなされたのであります。

このため、全国各ブロックに地方行政連絡協議を組織し、都道府県及びいわゆる指定都市の長に地方の広域行政に関係のある国の出先機関の長を加えまして、地方公共団体相互間や地方公共団体と国の関係出先機関等との間の連絡協議を組織的に行なわせ、地方における広域行政の総合的な実施と円滑な処理を促進し、もつて地方自治の広域的運営の確保に資せしめることといたしたのであります。

次に、この法案の内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。

第一に、全国の都道府県を九つの地域に分け、それぞれの地域ごとに都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九の規定に基づく指定都市をもつて連絡協議を組織することとし、地方における広域にわたる行政の計画及び実施について必要な連絡と協議を行なうものとしたのであります。この連絡及び協議を行なうための会議は、都道府県の知

事及び指定都市の市長のほか、関係のある管区行政監察局長、管区警察局長、財務局長、地方農政局長、営林局長、通商産業局長、陸運局長、海運局長、港湾建設局長、地方建設局長等をおおむね数府県の区域を管轄区域とする国の地方行政機関の長、その他地方における広域行政に密接な関係を持つている機関の長で構成するものとしております。

第二に、會議の構成員は、協議のつた事項については、これを尊重して、それぞれの担任事務を処理するよう努めるものとしたしまして、連絡協議の成果を、国、地方公共団体の行政に反映させるようにいたしております。

次に、連絡會議と関係行政機関等との関係につきましては、連絡會議は、関係行政機関等に対して必要な協力を求めることができることとするともに、これらの機関からの求めに応じて、関係資料を提出しなければならぬものとし、また、連絡會議は、必要に応じて、関係大臣、公共企業体等の長に対して意見を申し出ることができるとともに、関係大臣は、所管事務について連絡會議の意見を聞くことができることいたしました。

最後に、連絡會議の経費の負担、會議の結果の報告、その他連絡會議の運営等に関して必要な規定を設けた次第であります。

以上が地方行政連絡會議法案の趣旨及びその要旨であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございませぬ。発言を許します。占部秀男君。

〔占部秀男君登壇、拍手〕

○占部秀男君 私は、日本社会党を代表して、ただいま上程されました地方行政連絡會議法案につきまして、池田総理並びに関係各大臣に質問をいたします。

この法律案は、地方公共団体が、国の地方行政機関と連絡協力を保ちながら、地方公共団体相互間の連絡協同をはかることによつて、地方における広域にわたる行政の総合的な実施と円滑な処理を促進し、地方自治の広域的な運営を確保することを目的としております。そのために、全国を九ブロックに分けて、それぞれの都道府県知事と、六大都市の市長、これに国の出先機関の長を加えた連絡會議を設けようとするものであります。

しかし、この法案の内容を検討しますと、新たに設けられる連絡會議は地方団体の機関であり、その會議の性格

も、連絡と協議の範囲を出ておられませんし、伝えられた自治大臣の調整事項についての権限も削除されておるのであります。一言にして言うならば、知事や市長と国の出先機関の長との間の単なる話し合いの場を作つたにすぎないのであります。この程度のものであれば、たとえ法律上の根拠はないとしても、現行各ブロックごとに行なわれております知事会と、事実上には同じものであります。ただそれに、国の出先機関の長をオブザーバーとして参加させただけのものを法制化したにすぎないのであります。したがつて、国と地方団体との間の制度的な関係と財政的な関係の現状から見まして、政府の言うような地方団体間の広域的な行政のあり方について、現在よりも、より総合的な実施を促進し、地方自治の広域的な運営を確保するための機関といたすには、およそほど遠いものがあると存じます。この機関によつて實際的な効果があがるものとは、とうてい考えられないのでございます。にもかかわらず政府がこの法律案を出されたのは、その真の意図が那邊にあるのか、理解に苦しむところでありまして、使

い方によつては、地方自治を制約する方向に發展せぬとはいひ切れないものを

を内包しておるのであります。まず、提案された真意について、篠田自治大臣に率直にお伺いをいたしましたと思ひます。

第二に、池田総理にお伺いをいたしました。なぜかような質問をするかといへば、広域行政についての従来とつてきた政府の方針に大きな疑問があるからであります。言うまでもなく、わが国の經濟の成長發展に伴ひまして、住民の社会生活もその基盤の上に立つ以上、道路、交通、水資源、住宅、環境衛生等々、地方団体の事務、事業に広域行政の要請が高まりつつある実態は、われわれも否定するものではございません。問題は、広域行政を推進するその仕方にあるのであります。地方団体の区域をこえた協同処理のあり方については、地方自治の本旨に基づいて検討されるべきものであると考へます。広域行政の推進を名として、国の出先機関を強化したり、地方団体やその長の権限を圧縮したりしては、中央権力強化の弊に陥るのであります。敵に懐まなければならぬ問題であると考えます。しかるに、政府の広域行政に対する方針には、かつて、地方自治の圧搾であるとして当時の世論の反撃にあひ、ついには日の目を見るに至

らなかつた第四次地方制度調査会の地方制の答申の内容、いわゆる道州制の構想が依然底流をなしていることを感ぜざるを得ないのでございます。

去る三月二十七日発表されました臨時行政調査会の第二専門部會の中間報告には、全国を九つのブロックに分け、それぞれに地方庁と称する国の広域行政機関を設けようとする中央集権主義的な構想がすでに現われておりますし、現に今國會におきましても、政府は、一方において国と地方団体との間の事務の再配分について地方制度調査会へ諮問をしているにもかかわらず、その答申も待たずして、知事の管理権を奪う河川法の改正や、出先機関を強化し国の権限拡大をはかる建設省設置法の改正を急いでいることなどは、すでに強行されました地方農政局の新設等々と相俟つて、広域行政の中央集権化への政府の底意を明らかに立証したものであると考へるのであります。

一体、住民福祉を守る地方自治の本旨に沿つて広域行政を促進するためには、地方団体の現状から見まして、何よりもまず必要なことは、国の事務、事業を大幅に地方に委譲し、国と地方団体との間の事務、事業の再配分を

はつきりさせること、それに見合う地方の自主財源を確保させることであり、このことがすべての施策の先決条件であらねばなりません。これなくして、単なる機構いじりや国家権力による押しつけだけでは、問題の解決にはなりませんし、時代の進展に伴う広域行政の要請に、かえって逆行する結果を生むことは、火を見るよりも明らかでございます。このことは、政府がこれまで推進してきました広域行政のありとをたどってみれば明らかになっております。

国土総合開発法により、全国ブロックに、北海道、東北、北陸、中国、四国、九州と、それぞれ開発法が制定され、これに首都圏整備法、近くは近畿圏整備法案がもくろまれておりますが、この法に基づき計画の実施の結果は、ほとんどが十分に実の結べない計画倒れになっておる感がありますし、今後の問題である新産業都市の建設、低開発の促進等の一連の地域開発についても、この轍を踏むことが危惧されておる現状であります。しかも、現在地方団体が行ないつつある地方開発事業の傾向は、政府の方針に誘導され、開発そのものの重点が産業基盤に集中され、住民福祉は第二義的なもの

に追い込まれつつあることは見のがすことのできない問題点でございます。

かかる政府の方針のもとで決定づけられるこの連絡会議の行方については、地方自治を守る立場から、われわれは大きな懸念を持っておるのであります。この連絡会議の背景をなし、その動向を方向づけるところの政府の広域行政を推進するにあたっての国の地方団体に対するあり方と地方自治のあり方について、特に道州制の構想に対する国民の懸念について、池田総理はどんな考え方を持っておられますか、明らかにしていただきたいと思っております。

第三には、今回臨時行政調査会の第二専門部会が中間報告として発表いたしました、いわゆる地方庁構想についてであります。全国を九つのブロックに分けて、それぞれ地方庁と称する国の広域行政機関を設置し、地方の政府機関を統合してその事務を一元的に処理する仕組みになっております。しかしながら、実施事務と直轄事業を一手に処理し、地方団体に對する各種補助金も独立に計上する広域別予算の中で処理するという所管事項の内容を見ましても、長官と副長官を置き、そのもとに審議官と参事官という機動的官職

を設ける内部機構から見ましても、明らかに広域行政に対する中央集権的な構想の現われでございます。これは戦時中の地方総監府の再現のような感があり、かつての道州制に移行する地ならし作業とも思えるのでございまして、全国知事会も猛烈に反対しておると聞いておりますが、行政機構の主管大臣である川島国務大臣は、どうお考えになっておられますか。また、地方行政を直接担当する篠田自治大臣は、今度の連絡会議が、あくまでも中央集権から地方自治を守るためのこのような構想に対する防波堤として考えておられるのかどうか、その点を明確に承りたいと思っております。

最後に、広域行政を推進するにあたって起こり得る府県合併についてであります。最近、大阪・和歌山・奈良と、愛知・岐阜・三重の二つの地域で、地元の経済団体を中心に合併への機運が高まりつつあり、自治省もまた、府県統合による地方自治体制の確立は達成されることが望ましいと、歓迎の態度を固めたと伝えられておりますが、単なる地域的な合併だけで広域行政が前進するものでないことは、私の前に述べたとおりでございますし、合併の仕方についても、多くの問題点

が必ず起こって参ります。かりに合併問題が起こったとしても、地方住民の自主的な意思に基づいて合併が行なわれるべきであり、国の権力によって上から網が打たれるようなあり方は、敢て慎しむべきであると考えてるのであります。篠田自治大臣は、府県合併を基礎的にどう処理するお考えであるか。かりに合併させる場合にも、法的手続としては、個々の府県についての特例法によるべきであるか、この際、地方公共団体のすべてに通ずる一般法を制定する必要があるとお考えになっておりますか、この点を明らかにしていただきたいと思っております。

以上、四つの問題点について質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣(池田勇人君) 答えました。〕

社会・経済の発展に伴いまして、地方の広域行政につきまして、関係団体あるいはまた関係政府機関が一堂に会しまして、いろいろ組織的に恒久的に協議体制を持つということ、現状から申しまして私は必要であると考えているのであります。もちろん、いわゆる地方自治の基本を乱すことは、これはあってはならない、地方自治を確保

しながら、いわゆる広域行政につきましては相話し合おうということは、適当であると考えているのであります。また、国と地方との行政の再配分、これは地方制度調査会に諮問しておりますが、国と地方との事務の再配分と今回のこの法案とは、関係はないわけでございます。

その他の点につきましては、関係大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣(篠田弘作君) 拍手〕

〔国務大臣(篠田弘作君) 占部先生の第一の御質問は、この程度のものであれば法律で規定する必要はないじゃないか、こういう御質問でございます。もちろん仰せのとおり、今日でも、必要があれば、関係府県あるいは国の出先の庁におきまして協議をし、あるいはまた意見の交換なりいろいろやっております。しかし、今日の広域行政というもの、そういう散発的な協議で満足はなくなつてきております。そこで、恒常的にまた組織的に連絡協議を行なわせる、そういう必要が生まれて参つたのでございまして、これを法律で裏づけするということが妥当と考える次第でございます。

昭和三十三年五月十七日 参議院會議録第二十号 地方行政連絡會議法案(趣旨説明) 砂防法の一部を改正する法律案

その次に、中央集権的になるのではないかとのお話でございますが、これは、法律の趣旨にもありますように、各地方公共団体が主体となりまして、それに国の出先機関を加えて協議をするのでございますから、国の出先機関が主体とはなっておりませんので、御指摘のような中央集権的なものとは全然違ひ、きわめて民主的な協議連絡機関であるということを申し上げたいのであります。

それから住民の福祉を忘れて、ただ産業基盤だけをやっておるのじやないか、そういうふうなお尋ねでございますが、これは、今申し上げましたように、広域行政がだんだん必要となつて参ります。そうして、この広域行政というものは住民の福祉のための広域行政でございます、言いかえれば地域社会の要求によつて生まれてくるのでございますから、産業基盤だけに中心を置いておるものではございません。また、産業基盤を確立するということが一方におきまして地域住民の福祉を増進するという結果になると考へるのであります。

それから、府県の統合につきましても、しばしば新聞等において報道せられておるところでございますが、私た

ちは、現在の府県制度というものをもちまして、これが理想的な姿である、あるいは現代の行政に適応した姿であるというふうには考へておりませんので、府県の統合については、趣旨としては賛成をいたしておるのでございませぬ。しかしながら、占部先生も御指摘のように、これは地域の住民の意思を最も尊重すべき問題でございます、地域住民が反対するにもかかわらず国の権力で上からそういうことを押しつけるなどということは、毛頭考へておりませぬ。したがって、そういう機構が高まつて参りましたならば、憲法に規定せられておりますいわゆる国民投票というものによりまして、その過半数の地域住民の賛成を得ることができなければ、それは当然府県の統合というものは行なわれる、こういうふうに私は現在考へております。

それから、臨時行政調査会が、国の出先機関を集めまして何か地方庁というふうなものでも作る構想があるかというお尋ねでございますが……

○議長(重宗雄三君) 暫時休憩いたします。

午前十時五十七分休憩  
午前十一時二十七分開議

○議長(重宗雄三君) 休憩前に引き続き、これより會議を開きます。

質疑者が事故のため退席されましたことは御同情にたえません、日程第一の議事を継続いたします。篠田自治大臣。

〔國務大臣篠田弘作君登壇、拍手〕

○國務大臣(篠田弘作君) ただいま私の答弁中に、質問者である占部秀男先生がお倒れになりました、たいへん心配をいたしました、過労のための貧血と承り、まことに御同情にたえませぬ。一日も早く御静養、御全快になることを、心からお祈り申し上げます。(拍手)

先ほど占部先生から四点につきまして御質問がございましたが、三点まですでにお答え申し上げましたので、残りの一点についてお答え申し上げます。残りの一点は、臨時行政調査会において地方庁の構想を持つておるのではないかと、そういうことになれば中央集権的になるわけであるが、自治大臣の考へはどうかというお話でございます。地方庁の構想であるか、あるいはまた出先機関を便宜上一つにまとめようとする案であるかは、現在新聞紙上

に伝えておる程度では、はっきりいたしておりませぬ。しかしながら、御質問のような地方庁のようなものを作つて、自治団体の上に、都道府県の上に、いわゆる総合官庁として権力を行使しようというふうなものでありますれば、地方自治の本来から見まして、まことに好ましくない構想である。もし、そうであるならば、私は反対をするつもりでございます。(拍手)

〔國務大臣川島正次郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(川島正次郎君) 臨時行政調査会の専門部会におきまして広域地方庁の構想を検討いたしておるようであります、もともと臨時行政調査会は七人委員会で決定する機関でございます、この問題はまた七人委員会で取り上げておりませぬ。したがって、政府としては何らの報告を受けたりはいたしません、将来、広域地方庁ができるという場合におきましても、憲法の精神にのっとりまして、自治を尊重するという建前で検討いたしたいと、かように考へておるのでございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、砂防法の一部を改正する法律案(稲浦鹿蔵君外一名発議)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。建設委員会理事武内五郎君。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

砂防法の一部を改正する法律案  
右の議案を發議する。

昭和三十三年三月二十八日

發議者

稲浦 鹿蔵

田中 一

賛成者

木村 精八郎

石井 桂

増原 恵吉

武内 五郎

岩沢 忠恭

熊谷 大三郎

黒川 武雄

小山 邦太郎

田中 清一

高橋 進太郎

三木 興吉郎

村上 春藏

米田 正文

瀬谷 英行

藤田 進

中尾 辰義

村上 義一

田上 松衛

参議院議長 重宗雄三殿

砂防法の一部を改正する法律案  
砂防法(明治三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一章中第三条の次に次の一条を加える。

第三条ノ二 此ノ法律ニ規定シタル事項ニシテ砂防設備ニ関スルモノハ政令ノ定ムル所ニ從ヒ第二条ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地ニ存スル政令ヲ以テ定ムル天然ノ河岸ニシテ災害ニ因リ治水上砂防ノ為復旧ヲ必要トスルモノ(著シキ欠壞又ハ埋没ニ係ルモノニ限ル)ニ準用ス

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の砂防法第三条ノ二の規定は、昭和三十八年一月一日以後に発生した災害に關し適用する。

(治水特別会計法の一部改正)

2 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「砂防設備」の下に「(砂防法(明治三十年法律第二十九号)第三条ノ二の規定により砂防設備に關する規定が準用される天然の河岸を含む。)」を加え、「同条」を「法第一条」に改める。

第四条第一項第二号中「砂防法(明治三十年法律第二十九号)第十四条第二項」を「砂防法第十四条第二項(同法第三条ノ二において準用する場合を含む。)」に改める。

〔武内五郎君登壇、拍手〕

○武内五郎君 ただいま議題となりました砂防法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、当委員会の委員全員の賛成を得て、自由民主党稲浦鹿藏君、日本社会党田中一君の共同発議として、去る三月二十八日提案にかかるものであります。

まず、本案の趣旨について申し上げますと、年々の水害の現状よりいたしまして、治水の完璧を期するために、河川の改修事業と相俟つて、上流域域における土砂等の崩壊流出を防止する砂防事業が必要であります。

災害の発生により砂防設備の必要を生じた場合の砂防工事の施行については、いささか適切を欠いているというのであります。すなわち、砂防指定地内にある治水上砂防の効用を有する天然の河岸が、災害を受けた場合の復旧

事業の実情について、当該天然の河岸は河川として維持管理されているため、その復旧工事は、通常、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法上の河川災害復旧事業として施行することはできません。砂防災害復旧事業として施行することも、砂防指定地内にある天然の河岸が、災害を受けて著しく決壊または埋没し、治水上砂防のため復旧を必要とする場合においては、砂防設備に準ずるものとし、砂防災害復旧事業として砂防工事を施行しようとするのが、おもなる内容であります。

本委員会におきましては、発議者との間に熱心な質疑が行なわれたのであります。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りました。別件に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、採石法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長赤間文三君。

〔審査報告書は都合により第二十三号末尾に掲載〕

採石法の一部を改正する法律案

右

昭和三十八年三月二十五日

内閣総理大臣 池田 勇人

採石法の一部を改正する法律案

採石法の一部を改正する法律案

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項を次のように改める。

採石業に着手しようとする者は、採取場ごとに、省令で定めるところにより、その採取場の位置、岩石の採取の方法、着手の予定年月日その他の事項を通商産業局長に届け出なければならない。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(公益の保護)

第三十二条ノ二 通商産業局長は、岩石の採取のための土地の掘さく、岩石の破砕又は廢石のたい積により他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、採石業者に対し、当該採取場について、省令で定めるところにより、公害防止の方法を定め、その認可を受けるべき旨を命ずることが出来る。

2 前項の規定による命令に基づき公害防止の方法の認可を受けた者は、その公害防止の方法を変更しようとするときは、通商産業局長の認可を受けなければならない。

3 第一項の規定による命令を受けた者は、当該採取場において採石業を行なうには、同項の認可を受けた公害防止の方法(前項の規定により変更の認可を受けたときは、その変更後の公害防止の方法)に従わなければならない。

4 通商産業局長は、第一項の規定による命令をした場合において、

昭和三十一年五月十七日 参議院會議録第二十号 採石法の一部を改正する法律案 会期延長の件

同項に規定する要件に該当する事実がなくなつたと認めるときは、その命令を取り消さなければならぬ。

第三十三条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

通商産業局長は、前条第一項に規定する要件に該当する事実があると認める場合において、特に必要があるときは、採石業者に対し、その防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができ

第三十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第三項とする。

ただし、急迫の危険があるときは、この限りでない。

第三十三条第一項の次に次の一項を加える。  
2 通商産業局長は、前項に規定する場合において、同項の規定による命令をもつてしては、その目的を達することが著しく困難であると認めるときは、採石業者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

第三十三条の次に次の一条を加える。

第三十三条の二 都道府県知事は、第三十二条の二第一項に規定する要件に該当する事実があると認めるときは、通商産業局長に対し、その事実を示して、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 通商産業局長は、前項の規定による請求があつたときは、必要な調査を行ない、その結果が必要であると認めるときは、第三十二条の二第一項又は前条第一項若しくは第二項に規定する措置をとらなければならない。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条の二第三項の規定に違反した者  
二 第三十三条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

附則  
1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

この法律の施行前に採石業に着手した採石業者の通商産業局長に對する届出については、改正後の第三十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に採石業に着手したとき、その旨を事後に届け出ればよかつたのでございますが、公害の未然防止に資するため、改正後は、事業に着手する前に、採石の方法も加えて、事前に届け出ることとしたこととあります。

3 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 砂利採取法(昭和三十一年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第三十三条第二項から第四項まで」を「第三十三条第三項本文、第四項及び第五項」に改める。

〔赤間文三君登壇 拍手〕  
赤間文三君 ただいま議題となりました採石法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

この法律案は、最近、岩石を採取することにによりまして、種々の公害が起つておきますので、この公害を極力防止するために、採石業者に対する監督規定を今までより一そう強化整備する必要から、現行法を次のように改正しようとするものであります。

第一点は、現行法では、採石業に着手したとき、その旨を事後に届け出ればよかつたのでございますが、公害の未然防止に資するため、改正後は、事業に着手する前に、採石の方法も加えて、事前に届け出ることとしたこととあります。

第二点は、公害のおそれのある場合は、国の認可した公害防止の方法によつて作業をさせることとし、さらに事態が緊急かつやむを得ないと認めるときは、通産局長が命令によつて採石業者の事業を一時停止させることができるという規定を加えておるのであります。

第三点は、都道府県知事が、公害発生の事実がありと認めましたときは、公害防止のための措置命令をするように通産局長に請求できるとし、通産局長はこれに對しまして必要な措置をとらなければならないものとしておるのであります。

商工委員会におきましては、採石業の実態はどうか、その権利関係はどうなつておるか、鉱業法と採石法との関係、採石法全体の運用問題、労働者の保安問題並びに衛生問題など、各般について政府側に質疑を行なうとともに、今回の改正点である公害防止のた

めの諸規定に關しまして、一般公衆、採石業者及び労働者の利害の調整をめぐり、政府の運用と指導方針をたたくなど、活発な論議がかわされたのでございまして、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終了しまして、討論に入りましたところ、別に発言なく、直ちに採決いたしました結果、本法律案は全会一致をもつて政府原案どおり可決すべきものと決定をいたしました次第でございます。

以上御報告を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。これにて休憩いたします。

午前十一時三十九分休憩  
午後五時五十七分閉議

○議長(重宗雄三君) 休憩前に引き続き、これより會議を開きます。

この際、会期延長の件についてお諮りいたします。

議長は、衆議院議長と協議の結果、会期を来たる七月六日まで四十五日間延長することに協定いたしました。

議長が協定いたしましたとおり、会期を四十五日間延長することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、会期は四十五日間延長することに決しました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもって御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十八分散会

出席者は左の通り。

議長 重宗 雄三君  
副議長 重政 庸徳君

議員  
森 八三一君 渋谷 邦彦君  
牛田 寛君 坪山 徳弥君  
沢田 一精君 林 塩君  
二木 謙吾君 大竹平八郎君  
鈴木 一弘君 中尾 辰義君  
青田源太郎君 赤間 文三君  
加賀山之雄君 浅井 亨君  
北條 鶴八君 増原 恵吉君  
鈴木 恭一君 森部 隆輔君  
堀本 宜実君 奥 むめお君

高瀬 狂太郎君 古池 信三君  
松平 勇雄君 市川 房枝君  
小林 篤一君 二宮 文造君  
小平 芳平君 河野 謙三君  
三木與吉郎君 佐藤 尚武君  
白木義一郎君 辻 武寿君  
野田 俊作君 太田 正孝君  
笹森 順造君 中上川アキ君  
北口 龍徳君 丸茂 重貞君  
熊谷太三郎君 亀井 光君  
天竺 良吉君 石谷 憲男君  
植垣弥一郎君 徳永 正利君  
井川 伊平君 仲原 善一君  
中野 文門君 豊田 雅孝君  
天坊 裕彦君 竹中 恒夫君  
鈴木 万平君 西田 信一君  
村上 春蔵君 山本 利壽君  
武藤 常介君 館 哲二君  
佐藤 芳男君 青柳 秀夫君  
平島 敏夫君 鍋島 直紹君  
堀 末治君 藤野 繁雄君  
新谷寅三郎君 西郷吉之助君  
紅露 みつ君 木内 四郎君  
杉原 荒太君 田中 茂穂君  
小林 英三君 大野木秀次郎君  
寺尾 豊君 植竹 春彦君  
黒川 武雄君 西川甚五郎君  
井野 碩哉君 大谷 賢雄君  
小西 英雄君 田中 啓一君

野上 進君 温水 三郎君  
木島 義夫君 岸田 幸雄君  
山本 杉君 川上 為治君  
谷口 慶吉君 北島 教真君  
櫻井 志郎君 大谷藤之助君  
江藤 智君 稲浦 鹿蔵君  
石井 桂君 吉江 勝保君  
塩見 俊二君 岡村文四郎君  
小川 亨弘君 梶原 茂嘉君  
高橋 衛君 草葉 隆圓君  
石原幹市郎君 小柳 牧衛君  
杉浦 武雄君 林屋亀次郎君  
郡 祐一君 安井 謙君  
高橋進太郎君 木村篤太郎君  
津島 壽一君 斎藤 昇君  
野本 品吉君 小宮市太郎君  
矢山 有作君 野々山一三君  
柳岡 秋夫君 長谷川 仁君  
瀬谷 英行君 吉田忠三郎君  
渡辺 勘吉君 村山 道雄君  
林 虎雄君 大森 創造君  
佐野 廣君 後藤 義隆君  
林田 正治君 武内 五郎君  
柴谷 要君 小柳 勇君  
北村 暢君 横山 フク君  
白井 勇君 伊藤 顕道君  
大倉 精一君 松澤 兼人君  
藤田藤太郎君 中村 順造君

下村 定君 田中 一君  
加藤ツヅエ君 木村福八郎君  
阿部 竹松君 戸叶 武君  
須藤 五郎君 小林 武君  
松本 賢一君 杉山善太郎君  
高山 恒雄君 安田 敏雄君  
千葉千代世君 山本伊三郎君  
永末 英一君 基 政七君  
横川 正市君 鈴木 強君  
相澤 重明君 鈴木 壽君  
占部 秀男君 森 元治郎君  
田上 松衛君 向井 長年君  
永岡 光治君 藤田 進君  
亀田 得治君 加瀬 完君  
阿具根 登君 近藤 信一君  
田畑 金光君 天田 勝正君  
米田 勲君 小酒井義男君  
佐多 忠隆君 藤原 道子君  
中村 正雄君 椿 繁夫君  
大和 与一君 松本治一郎君  
羽生 三七君

國務大臣  
内閣総理大臣 池田 勇人君  
通商産業大臣 福田 一君  
自治大臣 篠田 弘作君  
國務大臣 川島正次郎君

政府委員  
内閣法制局長官 林 修三君

内閣法制局 山内 一夫君  
第一部長  
建設政務次官 松澤 雄蔵君

〔第十七号参照〕

審査報告書

昭和三十八年度一般会計予算  
昭和三十八年度特別会計予算  
昭和三十八年度政府関係機関予算  
右多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

予算委員長 木内 四郎

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和三十八年度特別会計予算及び昭和三十八年度政府関係機関予算は、わが国経済が調整過程を経て、正常な安定生長のための基盤を強化すべき段階に立ち至つていゝる実態にかんがみ、国内経済の事態と国際環境の変化に対処し、国際收支の安定を確保しつつ、経済各分野の均衡を図り、健全均衡財政を堅持しながら将来にわたる国

力発展の基盤を充実することを基本方針とし、公共投資、社会保障及び文教等に、特に重点を置いて編成されたものである。

一般会計歳入歳出予算の総額は、

歳入 二兆八千五百億八百一十一万七千円  
歳出 二兆八千五百億八百一十一万七千円

特別会計の数は、造幣局特別会計ほか四十会計で、各特別会計の各勘定別歳入歳出予算額を合計すれば、

歳入 五兆四千六百八十五億八百五十七万七千円  
歳出 五兆一千七百五十四億七千四百九十九万九千円

政府関係機関の数は、日本専売公社ほか十二機関で、各政府関係機関の各勘定別収入支出予算額を合計すれば、

収入 二兆四千九百六十三億九千四百八十二万四千円  
支出 二兆三千三百五十四億二千三百三十八万一千円

なお、一般会計歳入歳出予算と特別会計歳入歳出予算との純計額は、

歳入 五兆四千四百七十七億九千九百七十四万四千円  
歳出 五兆一千四百九十九億八千九百九十七万二千円

右の措置は、おおむね妥当なものと認められる。

審査報告書

漁港法の一部を改正する法律案右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

農林水産 櫻井 志郎  
委員長  
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、漁港審議会の委員の構成を改正するとともに、特定第三種漁港の基本施設の修築に要する費用について、国の負担割合を百分の六十に引き上げようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

二、費用

本法施行に要する費用は、昭和三十八年度一般会計予算の、漁港審議会に必要な経費五十七万八千円及び漁港修築事業費四十七億四千万円の中に含まれて計上されている。

審査報告書

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めの件

右全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

農林水産 櫻井 志郎  
委員長  
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、第二十二回国会において承認を受けた現行漁港整備計画を、その後における漁業情勢の推移等に即応してその全部を変更し、昭和三十八年度以降全国三百八十の漁港について、それぞれに適応した外かく施設、けい留施設、水域施設、輸送施設及び漁港

施設用地を整備しようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

本計画実施に要する経費は、昭和三十八年度以降に、おおむね六百七十億円を必要とし、その中四十七億四千万円が昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

農薬取締法の一部を改正する法律案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

農林水産 櫻井 志郎  
委員長  
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は法律の対象となる農薬の範囲をウイロスの防除剤、農薬を原料又は材料として使用した特定の資材及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる薬剤等にまで拡大するとともに、水産動植物に有毒な農薬の使用に

よる被害を防止するため、これが使用を規制する等の措置を講じようとするものであつて妥当と認められる。

なお、別紙のとおり附帯決議を付した。

二、費用

本法施行に關係する経費は、昭和三十八年度一般会計予算の農薬安全使用対策費補助金四百三十五万四千円のうち計上されている。

附帯決議

政府は本法律の施行に当り左記事項について万全の措置を講ずべきである

記

一、指定農薬に代替する農薬の使用に対し万全の指導を行なうとともにこれが生産に遺憾なき方途を講ずること

二、指定農薬の使用について農業者が自主的な措置を行なつた場合若しくは使用を禁止した場合、当該農業者の蒙る経済的な負担にならざるよう努めること  
右決議する



審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

文教委員長 北畠 教員  
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、埼玉大学に工学部を、東京芸術大学はか三国立大学に大学院を、群馬大学及び京都大学に大学附置の研究所を、国立高等専門学校十七校をそれぞれ新設することとし、あわせて国立大学の内部組織に関する規定を整備しようとするものであつて、妥当な措置と認められた。

二、費用

本法施行のため昭和三十八年度予算に約二十五億七千万円が計上されている。

審査報告書

中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

商工委員長 赤間 文三  
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業者の共同化その他中小企業構造の高度化に必要な資金の貸付けを行なう都道府県に対する国の助成の方法を補助金の交付から貸付金の貸付けに改めるとともに、中小企業の近代化促進のため、中小企業者の企業の合併に伴う施設に必要な資金等を追加する等所要の事項を定めようとするものであつて、おおむね適当な措置と認められた。

二、費用

本法施行のため、昭和三十八年度一般会計予算に六十四億五千四百九十万円が計上されている。

審査報告書

中小企業近代化促進法案  
右全会一致をもつて可決すべきもの

と議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

商工委員長 赤間 文三  
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、中小企業の近代化を促進するため、中小企業近代化計画を策定し、かつ、その円滑な実施を図るための措置を講ずる等について所要の事項を定めようとするものであつて、適当な措置と認められた。

二、費用

本法施行のため、昭和三十八年度一般会計予算に三千二百四十二万九千九百円が計上されている。

附帯決議

政府は本法の施行に当り、中小企業近代化促進法第三条による政令指定業種は、中小企業業種別振興臨時措置法でこれまでに指定を受け改善

事項が告示された業種を、なるべく指定するようすべきである。

審査報告書

所得税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

大蔵委員長 佐野 廣  
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今後の税制改正の一環として、最近における租税負担の状況にかえりみ、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び専従者控除額の引上げによりその負担を軽減するとともに、海外事業活動の振興に資するため、外国税額控除制度の拡充合理化を図るほか国民貯蓄組合制度を廃止し、これに代えて少額預金等の利子所得の非課税制度を設けようとするもので、適当な措置と認められた。

二、費用

本法施行に伴う租税減収見込額は、平年度約三百二十億円である。

本法施行に伴う租税減収見込額は、平年度約三百二十億円である。

本法施行に伴う租税減収見込額は、平年度約三百二十億円である。

審査報告書

法人税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

大蔵委員長 佐野 廣  
参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今後の税制改正の一環として、中小法人の税負担の軽減等に資するため、同族会社の留保所得に対する課税につきその留保所得額から控除する金額の引上げを行なうとともに、海外事業活動の振興に資するため、外国税額控除制度の拡充合理化を図ろうとするもので、適当な措置と認められた。

二、費用

本法施行に伴う租税減収見込額は、平年度約三十億円である。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、社会資本の急速な充実に資するため、特定公共事業に係る譲渡所得の免税制度の新設、自由化に伴う産業体制の整備に資するため、事業用資産の買換えに係る課税の特例の拡充、中小企業者等の合併等に伴う課税の軽減、中小企業用機械の割増償却制度の新設等を行なうとともに、貯蓄の奨励及び資本蓄積の促進等に資するため、利子所得及び配当所得の源泉徴収税率の引下げ及び適用期限の延長等を行なうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行による租税減収見込額は、平年度約六百四億円である。

審査報告書

中小企業高度化資金融通特別会計法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十八日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業近代化資金助成法の規定により、中小企業高度化資金の貸付事業を行なう都道府県に対しての国の貸付けに関する経理を明確にするため、特別会計を設置しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

昭和三十八年度中小企業高度化資金融通特別会計予算として、一般会計からの受入れ二十三億百万円が歳入に、また高度化資金貸付

けに必要な経費二十三億百万円が歳出に計上されている。

審査報告書

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

運輸委員長 金丸 富夫

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際航空の競争激化に伴い、日本航空株式会社の業務の遂行体制を強化するとともに、近く予想される日本航空整備株式会社との合併に備えて、会長制度を新設し、現行の取締役の定員十五名を十八名にしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

電波法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月二十九日

通信委員長 伊藤 顕道

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、海運企業の現状及び最近における無線機器の性能の向上等にかんがみ、一定の船舶の船舶無線電信局の運用義務時間等を短縮しようとするものであつて、おおむね適当な措置と認められる。

二、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

関稅定率法等の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月三十日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済状況の変化に対応するため、関稅率について所要の改正を行なうとともに、外国の緊急関稅の発動に對して、所要の措置をとることが出来る制度及び電力業等の用に供される重油に係る関稅の特別還付制度を新たに設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十八年度において約四十四億円の増収が見込まれている。

審査報告書

外貨公債の発行に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月三十日

大蔵委員長 佐野 廣

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、産業投資特別会計の貸付けの財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額を限度として外貨債を発行することができるとし、利子等の非課税その他所要の規定を設けようとするものであつて、適当な措置と認められる。

二、費用

本法律案施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十八年度特別会計予算総則に、同年度の発行限度額として二百十六億円が定められている。

審査報告書

船舶職員法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月三十日

運輸委員長 金丸 富夫

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、海運企業の現状にかんがみ、船舶航行の安全に支障

のない範囲で、船舶通信士の乗組定員を国際水準並みに軽減する等の措置を講じたもので妥当な措置と認められる。

二、費用

この法律案施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、鉱山保安監督署の設置に關し承認を求めるとの件右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月三十日

石炭対策特 堀 末治  
別委員長

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、今回の通商産業省設置法の改正により札幌及び福岡の両鉱山保安監督局に鉱山保安監督署を置くことになつたのに伴い、夕張市、岩見沢市、滝川市、釧路市、飯塚市、田川市、直方市、佐賀市及び佐世保市に鉱山保安監督署を設置しようとするもので、石炭鉱山の保安確保に關する現地監

督体制の整備強化を図るために妥当な措置であると認められる。

二、費用

特に費用を要しない。

審査報告書

国民健康保険法等の一部を改正する法律案  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月三十日

社会労働 加瀬 完  
委員長

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民健康保険の給付内容の向上をはかるとともに、各種医療保険における療養の給付期間の延長等を行なうものであつて妥当な措置と認められる。なお、別紙のとおり附帯決議を付した。

二、費用

本法律案に要する経費として、約八十二億円が昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

附帯決議

一、政府は、今回の改正法律の地方自治体に於ける実施状況を勘案し、必要がある場合にはさらに財政調整交付金の増額をすること。

二、政府は、世帯主の七割給付の完全実施を急ぐとともに、その家族について可及的すみやかに七割給付を実施すること。

三、政府は、国民皆保険の実情にかんがみ、無医地域解消の為、一段と努力すること。

審査報告書

文部省設置法の一部を改正する法律案  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月三十日

内閣委員長 村山 道雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立青年の家の増設に伴い、その設置規定を整備するとともに、管理局の所掌事務に關する規定を整備し、文部省職員

の定員を増加しようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

二、費用

本法律案施行のため必要な経費として十二億二千百万円が昭和三十八年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

運輸省設置法の一部を改正する法律案  
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月三十日

内閣委員長 村山 道雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大臣官房に統計調査部を新設し、運輸技術研究所及び船舶教育審議会をそれぞれ船舶技術研究所及び海技審議会に改組し、本省の附属機関として昭和四十年三月三十一日までの二年間を限り臨時鉄道法調査会を新設するとともに、運輸省の職員の定員を百四十三人増加する等、運輸省

の機構等を整備しよとすものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用  
本法施行に伴い必要な経費として、五億六千五百三万円が、昭和三十八年度予算に計上されている。

審査報告書

厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十八年三月三十日

内閣委員長 村山 道雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国立療養所に心身に障害のある者に対して医学的管理の下に行なわれる機能回復訓練又は職能訓練に従事する者の養成所を、国立精神薄弱児施設に精神薄弱児の保護及び指導の事務に従事する職員の養成所を、それぞれ附置することができることとするとともに、医務出張所の名称を地

方医務局に改め、厚生省の定員を四百三十九人増員して五万八千九百人とし、国立光明寮を北海道函館市に設けよとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用  
本法施行に伴い必要な経費として、約九千四百八十九万九千円が昭和三十八年度予算に計上されている。

参議院会議録第十九号中正誤

六二 四 行 誤 正  
六二 四 行 誤 正  
六二 四 行 誤 正

昭和三十一年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円  
 (ただし良質紙は二十円)  
 (送料別)

発行所 東京都港区赤坂奥町二番地  
 大蔵省印刷局 電話東京六六〇一

官報